

BSE に関してよくある質問等について

(BSE について)

Q 1 . BSE とはどのような病気で、原因は何ですか。

Q 2 . 牛の病気である BSE と人の病気である v C J D のとの関連について教えてください。

(BSE 対策について)

Q 3 . 現在の日本における BSE 対策はどのようなものですか。

(検査について)

Q 4 . BSE 検査の検出限界以下の量でも BSE プリオンを食品を通じて摂取することにより、v C J D の発症の可能性はあるのですか。

Q 5 . 350 万頭の牛について BSE 検査を行ったとされていますが、それらの牛の月齢は把握されているのですか。また、20 ヶ月齢以下の牛がどれくらいいたのですか。

(飼料規制について)

Q 6 . BSE 感染を防ぐことが一番求められている事で、そのために肉骨粉などの動物性蛋白質の飼料としての使用が禁止されたのはわかるのですが、国はその使用禁止が適格に行われているか監視しているのでしょうか。

(中間とりまとめについて)

Q 7 . 米国産牛肉の輸入再開のためにこの時期に「中間とりまとめ」を行ったのではないかと。

(諮問について)

Q 8 . 全頭検査の変更に関して、現に、21 ヶ月齢の牛からの発見があるにもかかわらず、生後 20 ヶ月以前の牛について全頭検査から除外の方針であることについて不安に感じています。

(その他)

Q 9 . BSE 報道で、一部のニュース番組や出版物で消費者の不安をあおるような報道がされていました。食品安全委員会が中心になって、消費者に真実を伝えることが大切であり、各メディアとの協力体制づくりが重要です。

Q 10 . 早期に米国産牛肉の輸入を再開してほしい。

Q 1 . B S E とはどのような病気で、原因は何ですか。

A 1 . B S E は T S E (伝達性海綿状脳症 : Transmissible Spongiform Encephalopathy) という、未だに十分に解明されていない伝達因子 (病気を伝えるもの) と関係する病気のひとつで、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す遅発性かつ悪性の中枢神経系の疾病です。

B S E の原因は、他の T S E と同様、十分に解明されていませんが、プリオンという通常の細胞タンパク質の異常化したものが原因と考えられています。また、異常化したプリオンは通常の加熱処理等では不活化されません。

Q 2 . 牛の病気である B S E と人の病気である v C J D のとの関連について教えてください。

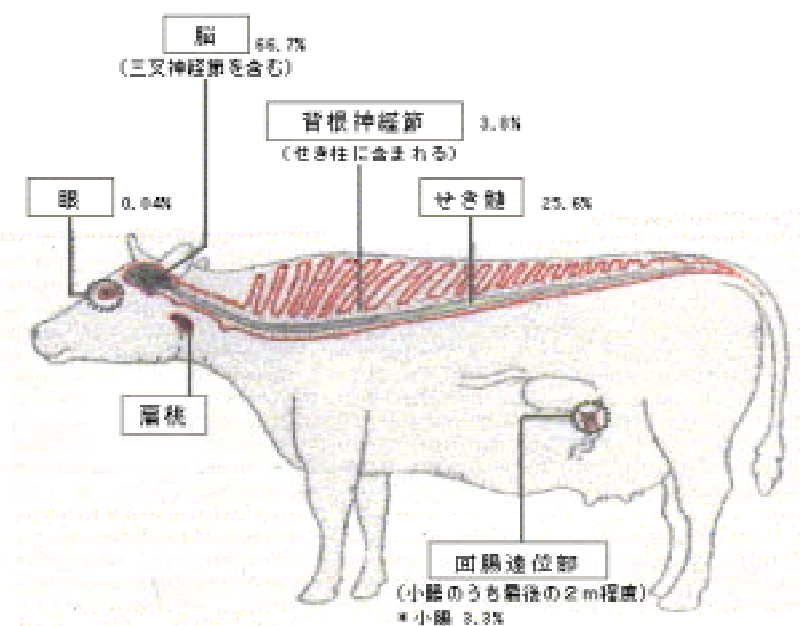
A 2 . B S E と v C J D は、いずれも異常プリオンタンパク質が原因とされる脳がスポンジ状になる T S E (伝達性海綿状脳症) のひとつであり、1996年3月、英国においてこれらの関連の可能性が発表されました。現在でも、直接的な科学的根拠は確認されていないものの、v C J D の発症原因は B S E の異常プリオンタンパク質の摂取と関連すると考えることが最も妥当とされています。英国等では、食肉加工の段階で機械を用いて回収された肉に異常プリオンタンパク質が存在しうるせき髄が混入することも、v C J D の発生要因であるとの報告が出されています。

実際に、英国における B S E 発生件数は約 18 万頭 (2004年3月時点)、世界全体における v C J D 患者のほとんどが英国に集中しています。なお、日本における B S E 発生件数は 14 頭、v C J D 患者はひとりも報告されていません (2004年10月末時点)。

Q 3 . 現在の日本における B S E 対策はどのようなものですか。

A 3 . 平成 1 3 年 9 月、我が国において初めて B S E に罹患した牛が発見されたことから、同年 1 0 月 1 8 日より、食用として処理されるすべての牛を対象とした B S E 検査を全国一斉に開始するとともに、食肉処理時の S R M (特定部位：下図参照) の焼却処分を義務化し、B S E に罹患した牛由来の食肉等が流通しないシステムを確立しています。

S R M (特定危険部位)



これらと畜場での対策とあわせ、平成 1 3 年 9 月に反すう動物由来の肉骨粉の反すう動物への給与を禁止し、同 1 0 月からは肉骨粉の飼料利用を全面的に禁止しています。しかし、感染原因の特定に至っていないことや交差汚染の可能性も否定できないことから、今後も飼料規制を確実に実施していくこととしています。

また、平成 1 5 年 1 2 月よりトレーサビリティ制度を確立し、生産・と畜段階において牛の出生情報等の個体識別の情報を記録することが義務付けられました。

なお、国内の B S E の状況を把握するため、平成 1 6 年 4 月から 2 4 ヶ月齢以上の全ての死亡牛について検査を実施しています。

Q 4 . B S E 検査の検出限界以下の量でも B S E プリオンを食品を通じて摂取することにより、v C J D の発症の可能性があるのでですか。

A 4 . 現在の知見では、

(1) B S E プリオンの人についての感染量と発症の相関関係、特に、人への発症最少量、反復投与による蓄積効果などについて未解明です。

(2) 牛生体内での B S E プリオンの伝播様式、分布、増幅様式などについては、未だ解明されていない部分が多い、とされています。

しかしながら、中間とりまとめにおいては、「検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象とした S R M (特定危険部位) の除去措置を変更しなければ、それにより v C J D のリスクが増加することはないと考える。」とされており、検出限界以下のプリオンを含む牛についても、S R M 除去を確実に行えば、v C J D のリスクが増加することはないと考えられています。

Q 5 . 3 5 0 万頭の牛について B S E 検査を行ったとされていますが、それらの牛の月齢は把握されているのですか。また、2 0 ケ月齢以下の牛がどれくらいいたのですか。

A 5 . わが国においては、従来より出生情報等が整備されており、約 3 年間にと畜された 3 5 0 万頭の牛の月齢分布が推定することができます。これによれば、2 0 ケ月齢以下の牛は全体の約 1 割と考えられます。

昨年 1 2 月からは「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、生産・と畜段階において牛の出生情報等の個体識別のための情報を記録するトレーサビリティ制度が義務付けられ、正確な月齢の判定が確実にできるようになっています。

また、本年 1 2 月からは流通段階においても義務付けられ、消費者が牛肉の情報を直接得られるようになります。

Q 6 . B S E 感染を防ぐことが一番求められている事で、そのために肉骨粉などの動物性蛋白質の飼料としての使用が禁止されたのはわかるのですが、国はその使用禁止が的確に行われているか監視しているのでしょうか。

A 6 . 現在行われている飼料規制により、B S E 発生のリスクは極めて小さいものと考えられますが、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要であると考えます。

リスク管理の問題になりますが、チェック体制としては、(独) 肥飼料検査所が肉骨粉製造工場及び飼料工場に立ち入り検査を行っています。また、交差汚染防止のために牛用の飼料とその他の飼料を分離する体制を整えているところです。

Q 7 . 米国産牛肉の輸入再開のためにこの時期に「中間とりまとめ」を行ったのではないか。

A 7 . 食品安全委員会では、発足直後の昨年 8 月の第 1 回プリオン専門調査会で「日本の B S E 問題全般について議論することが重要である。」とされ、本年 2 月より B S E 問題全般について科学的な議論を開始し、これまで種々の情報収集に努めるとともに、海外の専門家からも意見を聴取するなどして議論を行ってきました。今後とも、B S E 問題について公正中立な立場から科学的な議論を継続してまいります。
なお、今般の中間とりまとめは、日本における B S E 対策を検証したものであり、米国における B S E 対策を検証したものではありません。
従って、米国産牛肉の輸入再開についての検討などは行っておりません。

Q 8 . 全頭検査の変更に関して、現に、21ヶ月齢の牛からの発見があるにもかかわらず、生後20ヶ月以前の牛について全頭検査から除外の方針であることについて不安に感じています。

A 8 . 21ヶ月齢・23ヶ月齢の牛については、他の感染牛に比べて、異常プリオンたんぱく質量は微量であり、また、これまで、我が国で20ヶ月齢以下のB S E 感染牛は確認されておられません。「中間とりまとめ」においては、検査法について、20ヶ月齢以下の牛に由来するリスクの定量的な評価についてはさらに検討を進めることとされています。

Q 9 . B S E 報道で、一部のニュース番組や出版物で消費者の不安をあおるような報道がされていました。食品安全委員会が中心になって、消費者に真実を伝えることが大切であり、各メディアとの協力体制づくりが重要です。

A 9 . 食品の安全性に関する正確な情報を、迅速に国民に提供していく上で、マスメディアの役割は重要なものと考えております。
このため、食品安全委員会としても、「中間とりまとめ」などについて、マスメディア関係者との懇談を実施するなど、正確な情報の提供に取り組んできたところです。また、関係府省が連携して全国各地で開催している各種意見交換会等にも、多くのマスメディア関係者に参加いただいているところです。日頃の情報提供とともに、これらの機会を通じて、マスメディア関係者に正確な情報が伝わるよう、今後も努めて参りたいと考えています。

Q 10 . 早期に米国産牛肉の輸入を再開してほしい。

A 10 . 食品安全委員会は、国民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的な食品健康影響評価を行うものです。このため、その解禁に当たっては、まず食品健康影響評価を行う必要があると考えています。